

令和元年度 第8回奈良市景観審議会 景観計画策定部会 会議録

開催日時	令和2年2月19日（水）午前11時30分から午後1時30分		
開催場所	はぐくみセンター 8階 多目的講座室		
出席者	委員	平尾会長、井原委員、北村委員、谷澤委員、山本委員【計5名】 (欠席1名)	
	事務局	荻田都市整備部長、田中都市整備部次長、松山都市計画課長、徳岡奈良町にぎわい課長、佐々木都市計画課課長補佐、山口文化財課係長、小西・辰己（都市計画課） 他	
開催形態	公開（傍聴 0人）	担当課	都市整備部 都市計画課
			教育委員会 教育部 文化財課
議題又は案件	【案件】 奈良市景観計画・屋外広告物条例の改正について		
議事の概要及び議題又は案件に対する主な意見等			
	【案件】奈良市景観計画・屋外広告物条例の改正について 1. 大規模行為の景観形成基準 （事務局から説明） 委員 色彩基準3・4についても明度7以下とした方が良い。また、基準17の多色使いの基準は、審議会の案件を踏まえるともう少し具体的な基準にした方が良い。 委員 色彩基準について、無彩色を明度7以下とするのであれば、有彩色も明度7以下とすべきである。サンプルを見ると明度8以下程度で良いようにも思う。 委員 色彩は大面積で見ると明るく見える。 委員 大面積で明るく見えるのであれば、基準は厳しく設定した方が良い。 委員 基準を厳しくしても、センスがある人は上手に考えて使うと思う。 委員 色彩基準3・4を明度7以下にするのであれば、色彩基準2も明度7以下にすべきである。 委員 アースカラーを基調とするなどの文言をマンセル値の基準とは別に追加することも考えられる。 委員 基準を決めて数年様子を見てみないと分からないと思う。そのように試験的にやるのであれば、基準は厳しく設定しておいた方が良い。申請者には、マンセル値の知識が乏しいこともある。色彩基準を狭くしておく方が結果としては、良いものが出てくるとも考えられる。 委員 次回部会では、色彩基準に当てはまるものだけを抜き出した資料にした方が議論しやすい。		

委員	多色使いについては、ベースとして使用する色彩は3色以内とすること、同一色相とすることなど、基準を具体化することが考えられる。
委員	ベースの色彩を3色以内に制限してもアクセント色は使用できるため、多色が可能である。
委員	使用できる色彩を制限し過ぎると、使える既製品がないといった問題は生じないのか。
委員	自然素材は除外している。基本的にどの色彩も再現できるため、上手な人であれば問題ない。下手な人は既製品のラインが決まっているため使える色彩が限られる。
委員	明度7以下とする案、多色は3色以下とする案、同一色相に限定する案が出された。色彩の検討は次回以降の検討議題としたい。
	2. 景観形成重点地区の景観形成基準
委員	基準 B-28 の間口緑視率の基準は、沿道自然型だけ対象にしているが、もう少し対象を広げた方が良いように思う。
委員	緑化推進型である沿道市街地型Ⅱにも適用した方が良い。 ※井原委員、北村委員：所用のため途中退席
委員	基準 A-15 と A-16 について、運用のなかでどこまで認めるか、運用方法を検討しておく必要がある。また、妻面が見える場合には、ケラバの出も 60cm 以上とすることなどの基準を追加した方が良い。
委員	駅前のまちなか景観形成重点地区の基準に「奈良らしさ」のメニューがないことが気になる。京都ではまちなかのビルであっても1・2階を町家風にさせるような基準になっている。
委員	「奈良らしさ」は時代を古代、中世、近世のいつに設定するかで異なる。建物の高さをおさえ、駅に降り立つと若草山等の大和青垣の山並みが望めること、そこから春日神社の参道ともいえる三条通の町並みなどを通るなかで徐々に「奈良らしさ」を感じることができることが大切であると思う。駅前では大規模な開発が行われることは想定できない。色彩の制限をして、1階部分の庇や勾配屋根などによって歴史性を出すくらいで良いと思う。
委員	近鉄奈良駅前や三条通りなどでは、県庁まで歩いて、いい街並みだと感じられることが重要である。
委員	まちなか景観形成重点地区の基準への「奈良らしさ」の追加については、事務局でも検討すること。
	3. 屋外広告物条例について
委員	色彩基準①（ならまちA地区等）について、上手な人にとってはこげ茶などの色名による基準の方が良いが、運用上マンセル値で設定しなければならないのであれば、このくらい厳しく設定しておく必要がある。
事務局	写真の面積割合は現在も 1/3 以下としているが、事前に委員から、地色の割合の指定や、枠取りの色彩の制限も追加した方が良いという意見をもらっている。

委員	<p>フォトモンタージュでは、既存のデザインをベースに色彩を変更しているため、広告物としてのデザイン、色のバランスが崩壊している。そのため枠取りの色彩の制限の追加という意見が出ているのだと思う。改正によって色彩基準を厳しくして、この制限のなかでデザインをするように言えば、違うデザインを出してくると思う。</p>
委員	<p>写真の面積割合は1/3以下で良いと思う。</p>
委員	<p>色彩基準①（ならまちA地区等）については、写真自体を認めないとすることも考えられる。いくら良い景観があっても、フォトモンタージュにあげたような看板が一つ掲出されるだけで台無しになってしまうので、厳しい規制を設けるべきと思う。</p>
委員	<p>色彩基準①には実験的に厳しい基準を入れてみても良いと思う。</p>
事務局	<p>次回部会では、地色の割合などの例を示しながら、具体の基準内容を検討いただきたいと考えている。</p>
	<p>4. その他</p>
事務局	<p>次回部会は3月23日13:30から開催する。4月部会の日程は3月末に改めて調整する。</p>